

# 令和元年度 介護サービス事業者説明会 【運営基準等及び介護報酬算定 に関する留意事項】

◎対象サービス種別

居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与、福祉用具販売

令和元年10月17日（木）可美公園総合センター  
令和元年10月18日（金）浜北区役所

浜松市健康福祉部介護保険課

# 目 次

## 運営基準等及び介護報酬算定に関する留意事項

勤務体制の確保等	1
重要事項の説明及び同意	4
被保険者証及び負担割合証について	5
浜松市の地域密着型サービス及び総合事業の利用について	6
個人情報使用の同意	7
秘密の保持	7
<b>【居宅介護支援・介護予防支援】</b>	
居宅介護支援事業所 人員基準	8
居宅におけるケアマネジメント	9
運営基準減算（所定単位数の100分の50に相当する単位を算定）	10
特定事業所集中減算	10
特定事業所加算	11
ターミナルケアマネジメント加算	12
退院・退所加算	13
初回加算	14
訪問回数が多い訪問介護について	14
2時間以上3時間未満の通所介護（密着含む）	15
介護予防サービスと総合事業の併給	15
<b>【（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】</b>	
（介護予防）福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売 人員基準	16
福祉用具貸与について（取組のイメージ）	17
貸与価格の上限設定等	18
衛生管理等	19
個別サービス計画	19
福祉用具貸与計画の作成	20
保険給付の申請に必要な書類等の交付	21
浜松市の保険給付について	21
領収書の交付	22

## 勤務体制の確保等

介護サービス事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておく必要があります。また、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければなりません。

### 勤務表の作成（原則）

- 事業所(施設) ごと
- 月ごと
- 従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

## 例 居宅介護支援の指定基準

### 基準 第19条

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

### 解釈通知 第二の3の(12)

#### 勤務体制の確保

基準第19条は、利用者に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、次の点に留意するものとする。

①指定居宅介護支援**事業所ごとに**、原則として**月ごとの勤務表を作成**し、介護支援専門員については、**日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする**。

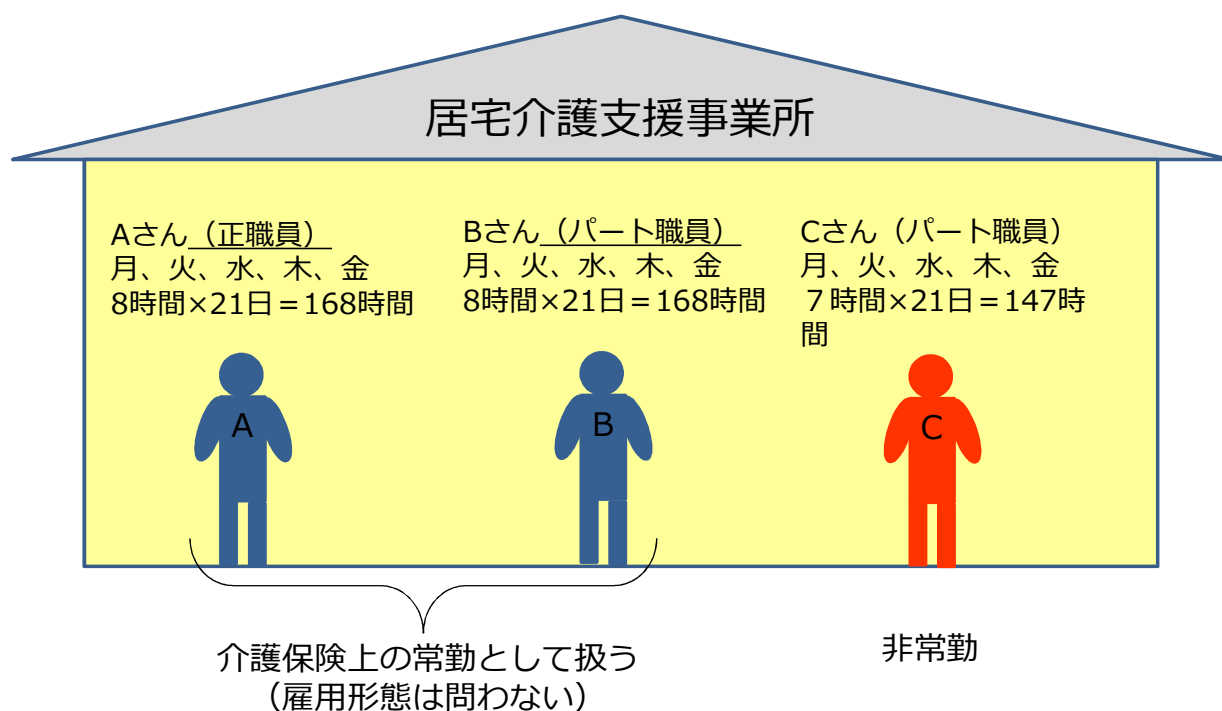
常勤	<p>当該事業所における勤務時間が、<u>当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）に達していることをいいます。</u>※</p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとされます。</p>
専従	<p>原則として、<u>サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</u></p> <p>指定基準等においては、「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」等の表現で記載されています。</p>
兼務	<p>「〇〇の職務を兼ねることができる」、「〇〇の職務に従事することができる」、「〇〇の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる」などの表現で指定基準等に記載されている職種について、<u>当該職種の他に、当該事業所の他の業務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することをいいます。</u></p>

※ただし、いわゆる育児・介護休業法（平3法律76）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができます。

常勤換算	<p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）で除することにより、<u>当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</u></p>
勤務延時間	<p><u>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含みます。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。</u>なお、<u>従業者1人につき勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。</u></p>

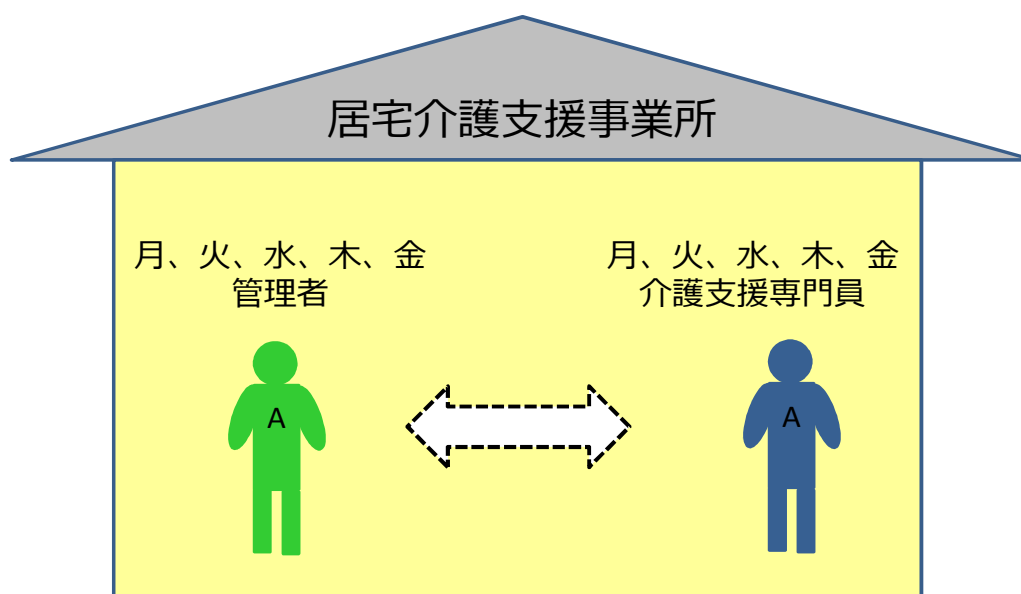
## 常勤・非常勤（イメージ）

事業所のその月の常勤の従業者が勤務する時間が168時間だった場合



## 兼務（イメージ）

1人が当該事業所で複数の職務に従事する場合

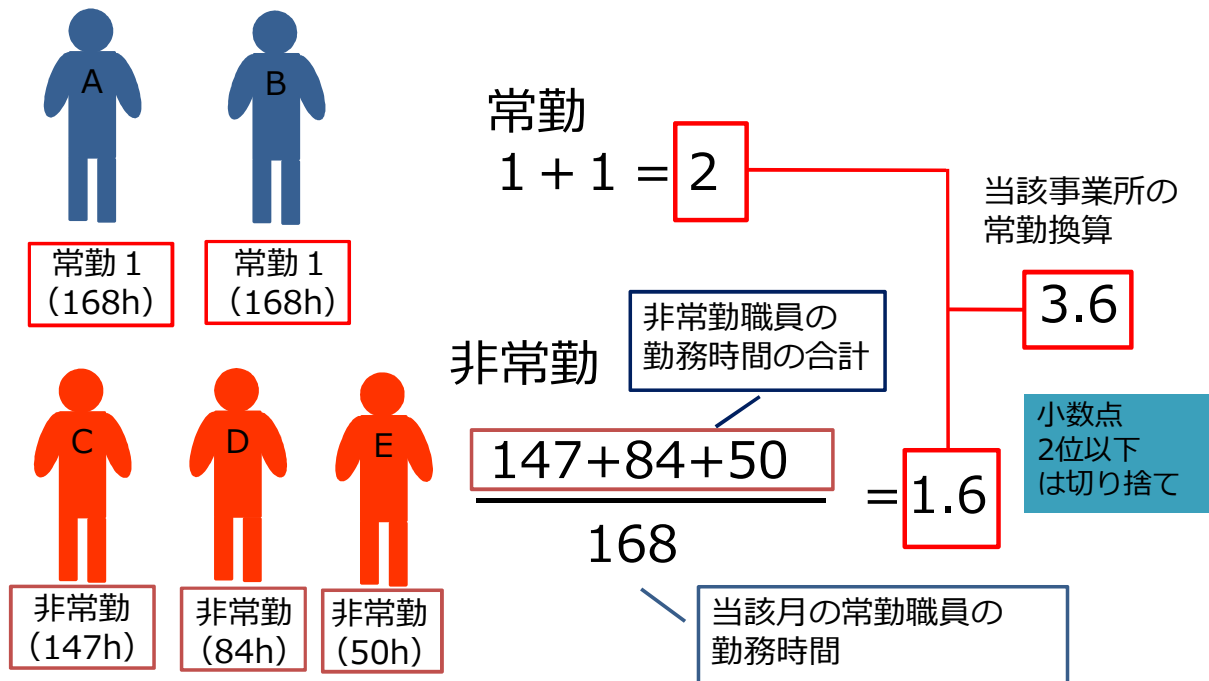


管理者は専らその職務に従事する常勤の者

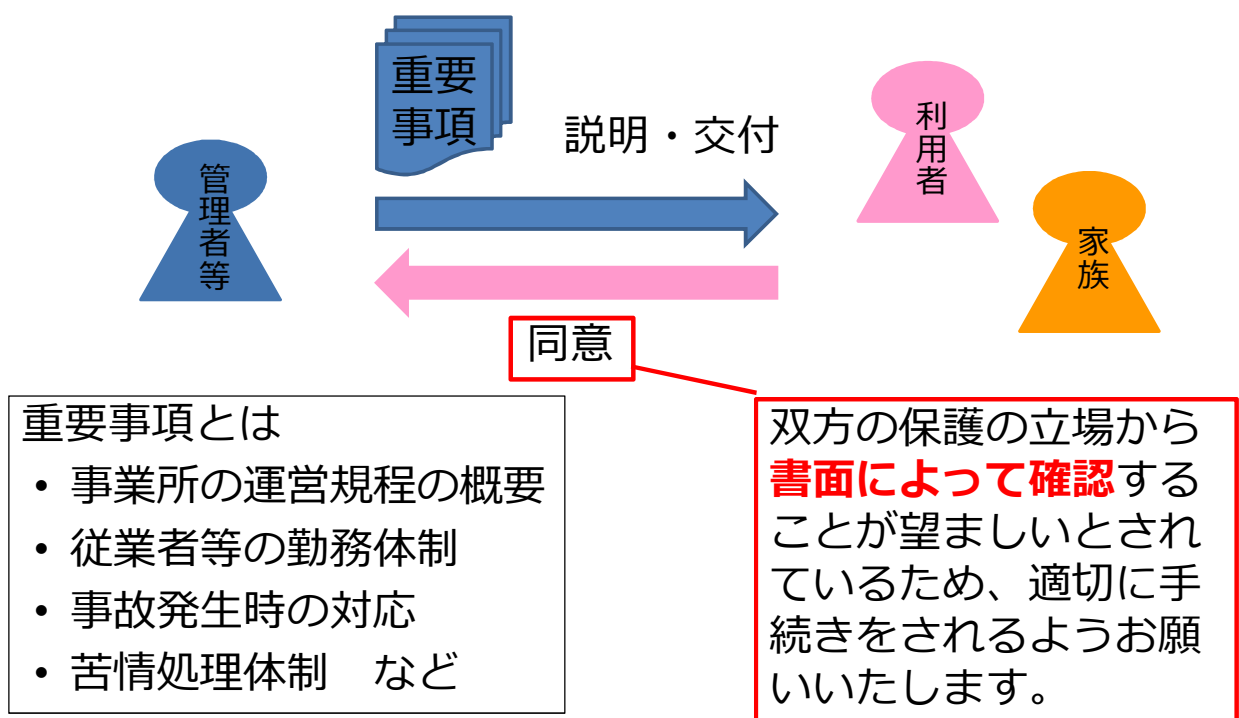
ただし、管理上**支障がない場合**は、当該事業所の**他の職務に従事することができる**。

# 常勤換算（イメージ）

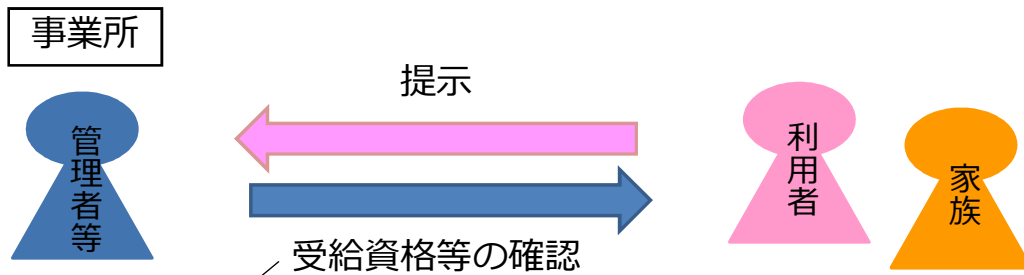
（例） 11月（常勤の勤務時間168時間）の勤務実績



## 重要事項の説明及び同意



# 被保険者証及び負担割合証について



- ・被保険者資格
  - ・要介護認定の有無
  - ・要介護認定の有効期間
  - ・負担割合 など
- ※地域密着型サービスの場合、住所地特例対象者かどうか なども

## 居宅介護支援の例（基準第13条）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

【メモ】

# 浜松市の地域密着型サービス及び 総合事業の利用について

	対象サービス	利用者
地域密着型サービス	定期巡回随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	浜松市の被保険者 又は 住所地特例対象者※
	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	浜松市の被保険者
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス 介護予防通所サービス など	浜松市の被保険者 又は 住所地特例対象者※

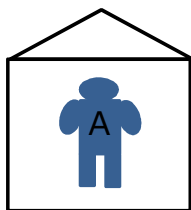
※浜松市内の有料老人ホーム等に住む住所地特例対象者

- ・ 事業所が他市町村の指定を受けている場合は、他市町村の被保険者も利用できるケースもあります。
- ・ 他市町村の被保険者からサービス利用の相談があった場合は、あらかじめ保険者である市町村にご相談ください。

## 住所地特例対象者について

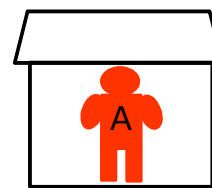
【住所地特例対象者になる場合】

X市



Aさんの住所 : X市  
Aさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設



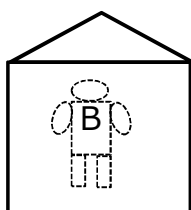
Aさんの住所 : **浜松市**  
Aさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設  
に転居し、**住所変更する。**

Aさんは住所地特例対象者となり、施設所在地（浜松市）の地域密着型サービスの一部及び総合事業を利用することができます。

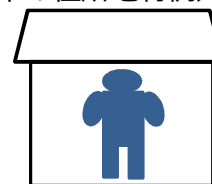
【住所地特例対象者にならない場合】

X市



Bさんの住所 : X市  
Bさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設



Bさんの住所 : **X市**  
Bさんの保険者 : X市

浜松市の住所地特例対象施設に  
転居し、**住所変更していない。**

Bさんは、施設所在地（浜松市）の地域密着型サービス及び総合事業を**利用できません。**



## 個人情報使用の同意

介護サービス事業者は

**利用者の個人情報**  
を用いる場合



**利用者の同意**を  
文書で得る。

(居宅サービス等の場合)

**利用者家族の個人情報**  
を用いる場合



**利用者家族の同意**を  
文書で得る。

不適切な事例

- ・利用者からは個人情報使用の同意を得ているが、その家族の個人情報を使用する場合に**家族の同意を得ていない**。
- ・**同意を文書で得ていない**。

参考情報

個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス (厚生労働省)

## 秘密の保持

事業所の従業員は

- ① 正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 退職後も上記の秘密を漏らしてはならない。

介護サービス事業者は

情報漏えいしない為の措置を講じる必要があります。

(例) 事業者と従業員の雇用契約時に、在職中だけでなく、退職後の秘密保持についても、書面等で取り交わしを行う。

# 居宅介護支援・介護予防支援

## 居宅介護支援事業所 人員基準

管理者 常勤

**※主任介護支援専門員**

ただし、令和3年3月31日までの間は経過措置により、介護支援専門員で可

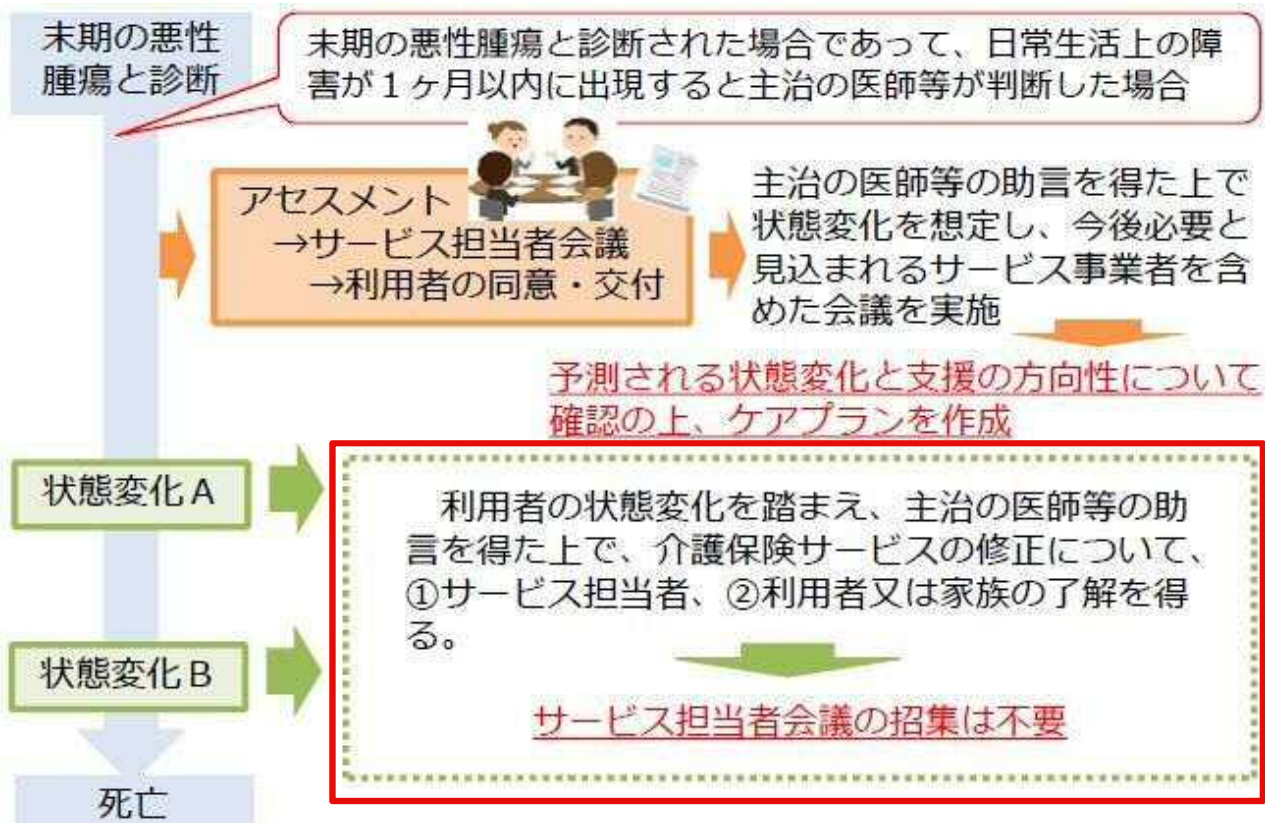
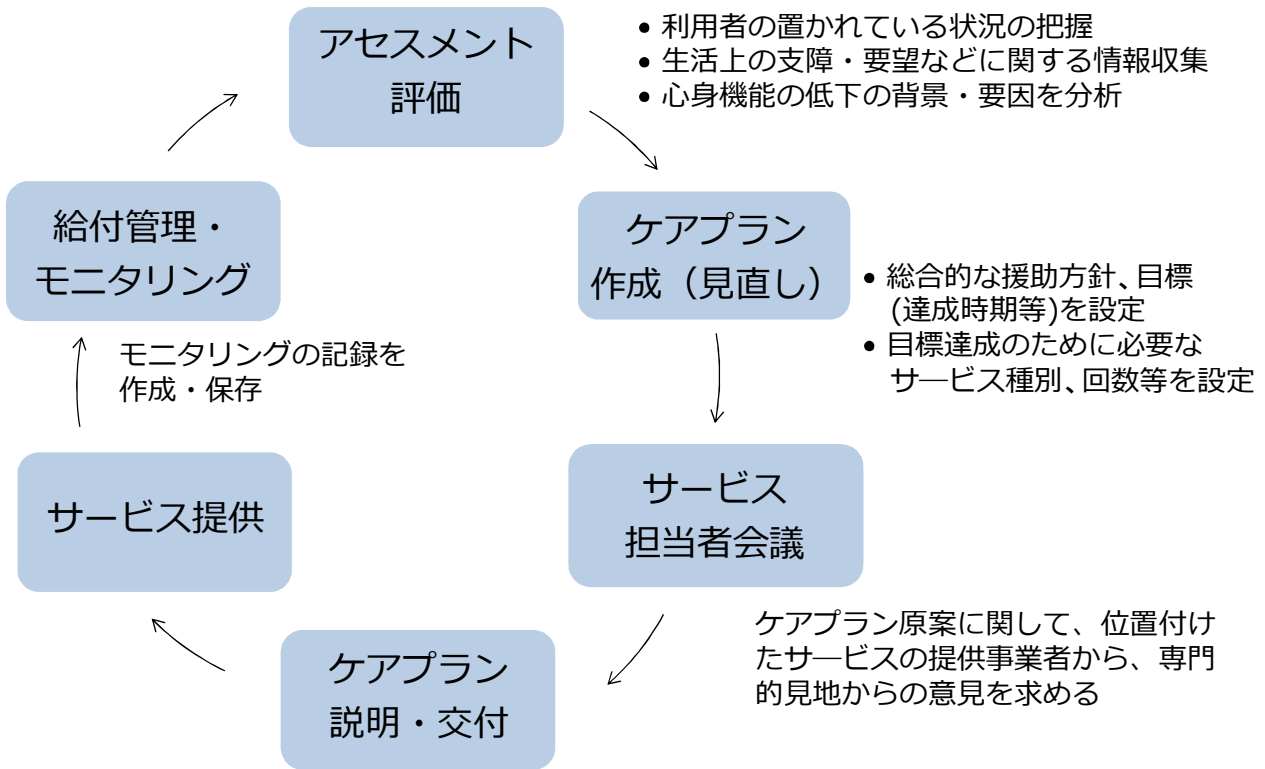
※当該事業所の介護支援専門員の兼務可

※同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合で、当該事業所管理に支障がない場合は兼務可

従業者 常勤の介護支援専門員 1以上

※利用者の数が35又はその端数を増すごとに1

# 居宅におけるケアマネジメント



## 運営基準減算（所定単位数の100分の50に相当する単位を算定）

<p>指定居宅介護支援の提供の開始</p>	<p>下記の内容についてあらかじめ利用者に対して文書を交付・説明し、理解したことについて署名を得ていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。</li> <li>・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。</li> </ul>
<p>居宅サービス計画の新規作成・変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族に面接していないとき。</li> <li>・居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付していないとき。</li> </ul>
<p>サービス担当者会議等</p>	<p>次の場合に、サービス担当者会議等を行っていないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画を新規に作成した場合</li> <li>・要介護更新認定を受けた場合</li> <li>・要介護状態区分変更の認定を受けた場合</li> </ul>
<p>モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないとき。</li> <li>・モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続するとき。</li> </ul>

## 特定事業所集中減算

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

＜対象となるサービス＞

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

計算式

紹介率最高事業所では  
ないので注意

当該サービスに係る **紹介率最高法人** の居宅サービス計画数  


---

 当該サービスを位置付けた計画数

## 正当な理由の範囲

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとで見た場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

**※上記に該当する場合でも書類の提出は必要です。  
ご注意ください。**

## 特定事業所加算

### 趣旨

特定事業所加算制度は、下記のような取組を行い、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

- ① 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応
- ② 専門性の高い人材の確保
- ③ 医療・介護連携への積極的な取組等

・ 特定事業所加算（Ⅰ）	500単位
・ 特定事業所加算（Ⅱ）	400単位
・ 特定事業所加算（Ⅲ）	300単位
・ 特定事業所加算（Ⅳ）	125単位

## 特定事業所加算（Ⅳ）

（大臣基準告示・八十四）

次のいずれにも適合すること。

- （1）前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第八十五号の二 イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が35回以上であること。
- （2）前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。
- （3）特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること。

## ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・八十五の三）

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

## 退院・退所加算

退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価するとともに、医療機関等との連携回数に応じた評価とする。加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。

	カンファレンス 参加 無	カンファレンス 参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

## カンファレンスとは

○病院又は診療所の場合

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

①入院中の保険医療機関の保険医若しくは看護師等が、  
②在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と・・・

①のほかに、②のうち3者以上の参加が必要（異職種）

※実際に集まるのは、4者以上

## 初回加算

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ①新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

新規とは・・・契約の有無にかかわらず、当該利用者について、過去2か月以上当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合。

## 訪問回数が多い訪問介護について

生活援助中心型サービスの利用回数について、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数を位置付ける場合には、**当該ケアプランを市町村に届け出てください。**

厚生労働大臣が定める回数（1か月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回



## 2 時間以上 3 時間未満の通所介護（密着含む）

下記の利用者に対して、2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護を行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定。

- ・心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である
- ・病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結び付けていく必要がある

など利用者側のやむを得ない事情により、長時間サービス利用が困難な者

**当日の体調不良などにより、所要時間が3時間未満になる場合は、介護報酬の算定の対象外となります。（請求していた場合は返還が必要）**

## 介護予防サービスと総合事業の併給

### 総合事業開始前のQ Aの考え方を踏襲

例：介護予防通所リハビリテーションと通所型サービス

Q 介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。

A 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。  
(平成18年3月22日【30】12)

# (介護予防) 福祉用具貸与 特定 (介護予防) 福祉用具販売

## 人員基準

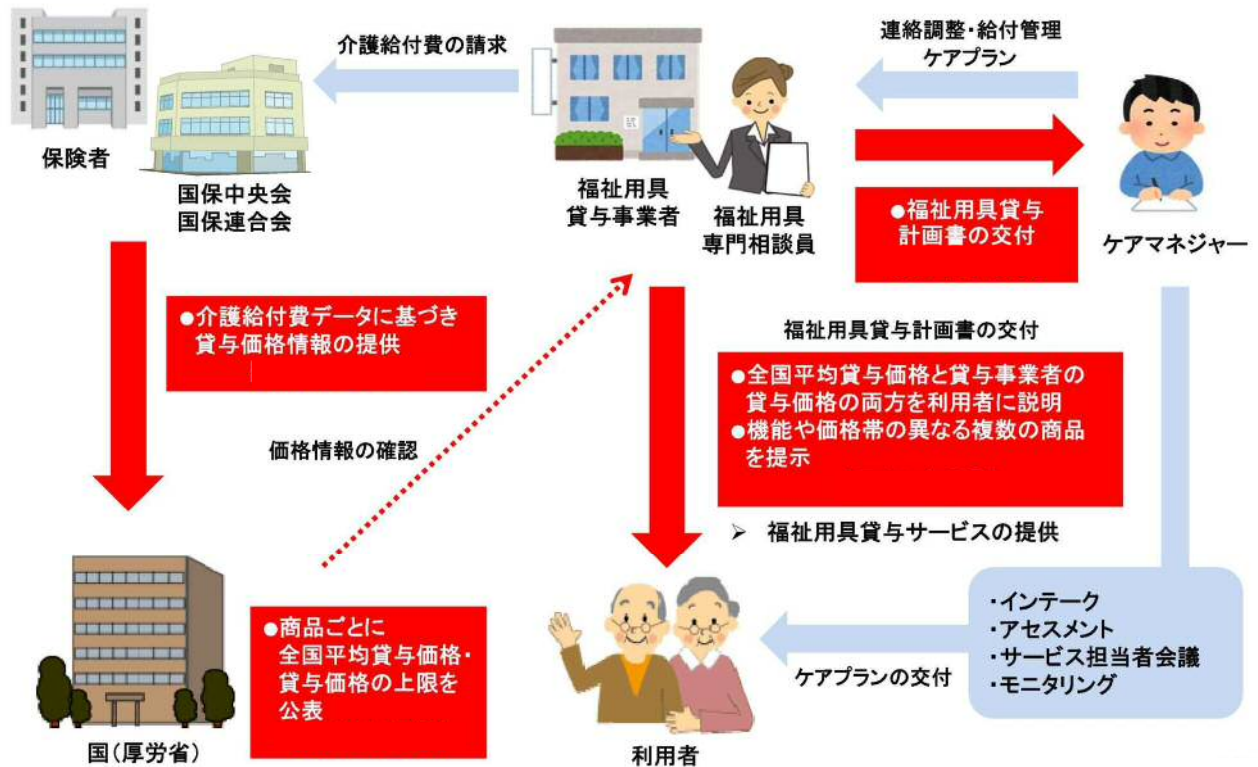
管理者 常勤

※当該事業所管理に支障がない場合、当該事業所の他の業務  
または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事する場合は兼務可

福祉用具専門相談員 常勤換算方法で2以上

※(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売の指定を併せて受け、同一の事業所において事業が一体的に運営されている場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

## 福祉用具貸与について（取組のイメージ）



資料 平成30年度介護報酬改定における各サービス毎の改定事項について一部加工

### 平成30年度改正点

- 貸与事業者（福祉用具専門相談員）は
- 利用者へ**機能や価格帯の異なる複数の商品を提示**
  - 利用者へ**全国平均貸与価格と貸与事業者の貸与価格の両方を説明**
  - 利用者へ**福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付**

## 貸与価格の上限設定等

福祉用具の**貸与価格の上限が設定**されている。

※商品ごとの貸与価格の上限は、厚生労働省ホームページ参照

※商品ごとの貸与価格の**上限を超えて貸与**を行った場合、福祉用具貸与費は**算定されない。**

○全国平均貸与価格・貸与価格の上限については、おおむね1年に1度の頻度で見直しを行うこととしているが、今年度は見直しを行わず、10月の消費税率引上げ分と新商品が反映されたものが公開されている。

○全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。

## 衛生管理等

福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。

この場合、

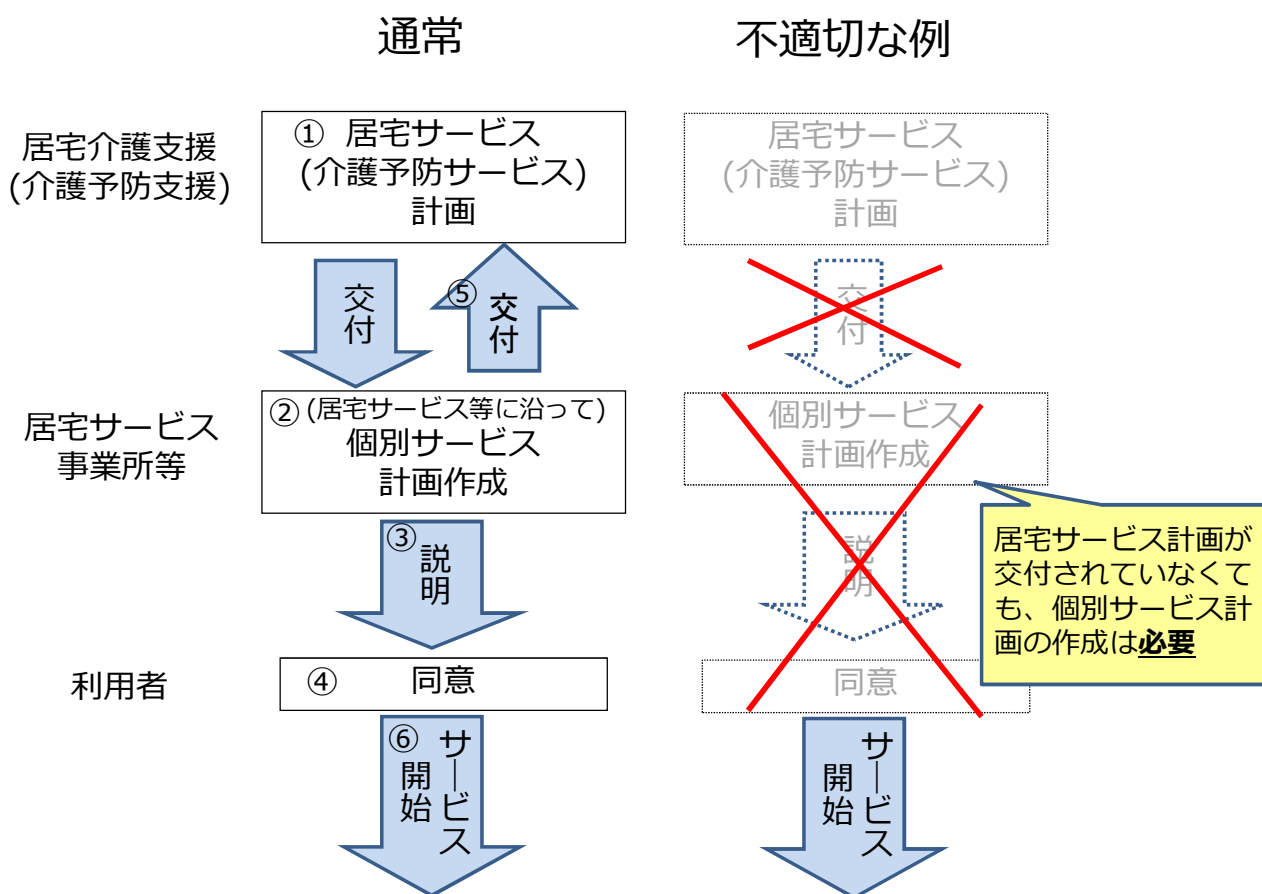
- 保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認及び結果等を記録しなければならない。

## 個別サービス計画

介護サービスは、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うため、個別サービス計画を作成し、その計画に基づき提供しなければなりません。

### 不適切な事例

- 計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の**同意を得ずにサービス提供**を行っている。
- 計画の**内容が居宅サービス計画に沿っていない**。
- 介護予防サービスにおいて、**計画期間終了後のモニタリングを行っていない**。



## 福祉用具貸与計画の作成

(基準第百九十九条の二)

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

## 特定福祉用具販売

### 保険給付の申請に必要な書類等の交付

- ・ 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- ・ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ・ 領収書
- ・ 当該福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

### 浜松市の保険給付について

浜松市では、福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防含む）の保険給付は、

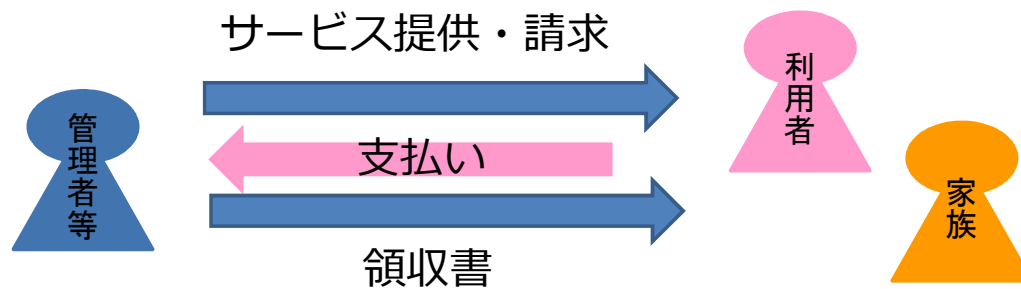
テクノエイド協会

TAISコード + 貸与／販売マーク表示

があることを基本とします。

問合せ先  
浜松市役所介護保険課  
給付グループ  
電話：457-2862

## 領収証の交付



### 不適切な事例

- ・ 領収書に内訳の**明細が記載されていない**。
- ・ **希望した利用者**にのみ発行している。

(法第41条第8項)

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

【メモ】